

- (1) 議案第 48 号 子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第 49 号 三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第 50 号 三鷹市立ちどりこども園条例を廃止する条例
- (4) 議案第 56 号 三鷹市四小学童保育所及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理

〔反対討論〕

- (1) 野村羊子委員（にじ色のつばさ）

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、そして、特定保育所にかかわる利用者負担について定めるとともに、規定を整備するために提案されたものである。

会派にじ色のつばさは、保育料を含む保育総合条例の制定を含む政策提言をしてきている。また、地方自治法第 228 条を根拠にして、保育料につき規則ではなく条例事項として扱うべきであるとの主張もしてきた。

今回、法改正によって地方自治法第 228 条を考慮し、公債権として条例に根拠を置く必要が生じたとの答弁があり、自発的ではないにせよ、その点は一步前進と受けとめる。

しかし、市が定める額につき別に規則で定めるとしている。これこそ条例化すべきであり、今年度内にその旨実現すべきであると述べたが、残念ながらそれに関する答弁はなかった。

この条例改正が今議会で必要な理由に対しては一定の理解は示すが、我が会派が提言している条例化について明言がない以上、これは議会軽視と言わざるを得ない。

残念ながら本議案には反対とする。

以上の討論の後、議案第 48 号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第 49 号 三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例

この議案は、児童福祉法の一部改正による三鷹市立西野保育園及び三鷹市立三鷹駅前保育園の公私連携型保育所への移行に伴い、当該保育園を廃止するため、提案されたものがあります。

3 議案第 50 号 三鷹市立ちどりこども園条例を廃止する条例

この議案は、児童福祉法の一部改正による三鷹市立ちどりこども園の公私連携型保育所への移行に伴い、当該こども園を廃止するため、提案されたものであります。

以上 2 件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上 2 件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・当該 3 園のこれまでの事業運営に係る総括について
- ・公私連携型保育所への移行に係る基本的考え方について
- ・公私連携型保育所に係る運營業務の協定期間と更新のあり方等について
- ・公私連携型保育所への移行に伴う職員の人材育成及び人事交流等の考え方について
- ・公私連携型保育所への移行による財源効果と市保有財産としての取り扱いについて
- ・公私連携型保育所における緊急時等の対応に係る基本的考え方について
- ・市立保育園が果たすべき役割と今後の方向性について
- ・議案審査参考資料のあり方について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例新旧対照表
- ・三鷹市立ちどりこども園条例を廃止する条例について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第 49 号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（にじ色のつばき）

この議案は、三鷹市立西野保育園、三鷹市立駅前保育園を廃止するものである。今後は、公私連携型保育所と位置づけて、社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団に移管し、公設民営から民設民営とするものである。

質疑の過程で、「公私連携」の枠組みを活用すれば、一定の補助金が見込めることがわかった。

三鷹市は、国の三位一体改革による公立保育所運営費負担金の一般財源化に対し、不交付団体の立場から問題があると指摘し、意見書を上げるなどの対応をしてきた。

この間の子ども・子育て新制度についての議論の中で、不交付団体であっても「新制度の恩恵」を受けることのできる新制度を採用することとしたという答弁があった。

本来、保育というのは、子どもの成長発達する権利の保障に対し、国がナショナルミニマムとして、最低限の質を確保させるため、財源を用意する、それが特定財源の意味だ

ったはずであり、その根本的な意味を問うことなく負担金の回復を主張しても成果は得られない。

過去の総括もないままに今回の便法的な「公私連携型」を活用することは、単に国に迎合することになり、地域主権の立場から認められない。

よって、本条例改正案には反対する。

以上の討論の後、議案第 49 号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 50 号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（にじ色のつばさ）

この議案は、三鷹市立ちどろりこども園を廃止するものである。今後は、公私連携型認定こども園として活用し、社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団に移管する。すなわち、公設民営から民設民営とするものである。

質疑の過程で、「公私連携」の枠組みを活用すれば、一定の補助金が見込めることがわかった。

三鷹市は、国の三位一体改革による公立保育所運営費負担金の一般財源化に対し、不交付団体の立場からおかしいと指摘し、意見書を上げるなどの対応をしてきた。

この間の子ども・子育て新制度についての議論の中で、不交付団体であっても「新制度の恩恵」を受けることのできる制度を採用することとしたという答弁があった。

本来、保育という、子どもの成長発達する権利の保障に関して、国がナショナルミニマムとして、最低限の質を確保させるため、財源を用意する、それが特定財源の意味だったはずであり、その根本的な意味を問うことなく負担金の回復を主張しても成果は得られない。

過去の総括のないまま、今回の便法的な「公私連携型」を活用することは、単に国に迎合することになり、地域主権の立場から認められない。

よって、本条例案に反対をする。

以上の討論の後、議案第 50 号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第 56 号 三鷹市四小学童保育所及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市四小学童保育所及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 指定管理者候補者選定方法を公募によらない選定とした経緯について
- ・ 当該 2 施設の設置目的の達成状況について
- ・ 当該指定管理者候補者の実績評価のあり方と他自治体における運営実績について
- ・ 当該指定管理者候補者の従業員の処遇等の現状と本市の把握状況について
- ・ 当該 2 施設における児童を含めた利用者アンケート調査等意見聴取のあり方と要望への

の具体的対応

について

- ・ これまでの指定管理期間における当該指定管理者の事業報告書等の取り扱いについて
- ・ 当該 2 施設における施設改修等に係る方向性について
- ・ 学童保育所と地域子どもクラブ等の連携のあり方について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・ 三鷹市四小学童保育所及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者候補者の概要
- ・ 指定期間における指定管理者評価シート兼指定管理者候補者選定方法審議結果
- ・ 平成 26 年度第 2 回三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会審議結果について

（通知）

- ・ 指定管理者自己評価シート（平成 25 年度共通項目・個別項目）
- ・ 平成 25 年度指定管理者事業報告書（抜粋）
- ・ 平成 25 年度アンケート結果
- ・ 指定管理者候補者審議結果（施設別）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

意見書（案）第 23 号 「慰安婦問題」に関する適切な対応を求める意見書

○16 番（野村羊子さん） 本議会が 2009 年に議決した意見書は、吉田証言を根拠にしていません。事実誤認に基づく意見書提案は遺憾であり、本意見書に反対とします。

意見書（案）第 25 号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

○16 番(野村羊子さん) 意見書第 25 号、「女性が輝く社会」の実現に関する意見書(案)、男女雇用機会均等法は 1985 年、男女共同参画社会基本法は 1999 年、そして、2010 年には第 3 次男女共同参画基本計画が策定されています。これらが法の精神にのっとり運用されていれば、女性も男性もその意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会が達成されているはずです。あえて女性活躍推進法案という屋上屋を重ねるような法律は必要ないといえます。女性が輝き活躍をすることは、成長戦略のためではなく、日本国憲法が保障する男女平等の施策として当然のことです。女性も男性も仕事と家庭や地域での生活を両立できる労働環境、セクハラ、パワハラなどあらゆるハラスメントを許さない職場環境の整備、同時に、子育て・介護等家庭生活のさまざまな課題の解決策や女性の権利を尊重する医療制度、格差解消につながる税制や社会保障制度の是正などが必要です。

以上の趣旨から、本意見書（案）には賛成といたします。

26 請願第 7 号 議会報告会の開催について

○16 番（野村羊子さん） 現在、三鷹市議会では議長の諮問機関として議会改革検討委員会が開催されています。さまざまな課題を議論していますが、なかなか合意に達しません。本請願は、その状況に業を煮やした市民が提出されたものと理解しています。

100 人もの市民の声を重く受けとめ、一刻も早く市民との対話を含む議会報告会を開催することを、会派にじ色のつばさとしても望み、本請願に賛成といたします。